

東アジアの平和と日本国憲法

——施行60年目の再検討——

君島 東彦

本稿の目的は、2007年5月3日に施行60年を迎える日本国憲法——とりわけその平和主義——を、戦後60年の東アジアの歴史の中に位置づけて、つかみ直すことである。施行以来60年の日本国憲法の歴史は、強引に図式化すれば、1) 戦後世界秩序を規定した米国＝パックス・アメリカーナ、2) 大日本帝国との連続性を密かに温存しつつパックス・アメリカーナに組み込まれた日本の保守勢力、3) 日本国憲法を「選び直し」、自らのものとして「つかみ取った」日本の民衆、市民という三者の織りなすダイナミクスとして捉えることができると思われる⁽¹⁾。米国は日本非武装化から日本再軍備へ戦後すぐに政策を変更し、日本に対して米軍を支援、補完する軍事的役割を絶えず求めてきた。日本の保守勢力は一貫して日米同盟を基軸に对外政策、安全保障政策をつくってきた。それに対して日本の民衆、市民は、自らのものとしてつかみ取った日本国憲法に依拠して、米国および日本の保守勢力の政策——日本の再軍事化——に対抗してきた。現在、米国と日本の保守勢力は日本国憲法の非暴力平和主義を取り去ろうとしている。本稿は、このような状況において、日本国憲法の平和主義を東アジアの文脈に再定位し、その意義を再確認する試みである。

I 日本国憲法の制定

1 パックス・アメリカーナと東アジアの戦後

第2次世界大戦終結から現在までの世界秩序は、ひとこと言えば、パックス・アメリカーナ（アメリカの平和）と総括できる。第2次世界大戦後の世界秩序をつくった最大のアクターは米国であった。東アジアにおいても、アジア太平洋戦争後のこの地域の秩序を左右したのは、沖縄、日本列島、朝鮮半島南部を占領統治した米国である。米国の占領統治のスタイルは、これら3つの地域のそれぞれで異なっていた。簡単にいえば、1) 大日本帝国本国は天皇制を維持しつつ非軍事化・民主化に重点を置き「平和国家」とする（ただし、冷戦によってただちに再軍備へと米国の要求が変化した）、2) 沖縄は米国の軍事基地とする、3) 朝

鮮半島南部は北部＝社会主義圏との対峙の軍事的最前線として、親米軍事政権を樹立・支援する、ということである⁽³⁾。

日本国憲法の制定は、天皇制を維持しつつ非軍事化・民主化に重点を置き日本を「平和国家」とする、という米国の政策の一環という性格を持っている。これは大日本帝国の支配層にとってはなかなか認めがたいことであったが、天皇制擁護のために甘受せざるをえなかった。日本国憲法制定にあたっては、米国の役割は大きい⁽³⁾が、2つのことを強調しなければならない。1つ目は、日本国憲法の前案となったいわゆるマッカーサー草案を起草した人々にはニューディーラー、米国内の改革派が多かったということ。日本国憲法の制定は彼らの理想の追求という面がある。2つ目は、彼らがマッカーサー草案を起草するにあたって、日本の民主勢力の憲法構想というべき憲法研究会の憲法草案要綱を参照したこと。これは日米の民主勢力の共同作業といえるかもしれない⁽⁴⁾。

2 パックス・アメリカーナに組み込まれた天皇

大日本帝国の對外侵略あるいは日本軍国主義の中心には天皇があるというのが、当時の米国の日本研究者の見解であったが、米国は天皇制を残すことにした。1946年、日本国憲法の草案の審議と並行して、極東国際軍事裁判が進行していた。日本国憲法9条の1つの効果として、天皇制を軍国主義から切り離して、天皇制を残すことを可能にするという面が指摘される。日本国憲法制定の直前に、米国は天皇の戦争責任を問わないという判断をしている。日本国憲法9条によって天皇と日本の市民は一挙に平和主義者になってしまい、1945年に終わった戦争の責任をA級戦犯とされた軍人および政治家に押しつけて、天皇と日本の市民の戦争責任の問題は後景にしりぞいた。冷戦ゆえにこの問題は長らく凍結されていたといえる。天皇と大日本帝国的なるものは、パックス・アメリカーナに組み込まれることによって、敗戦後も生き延びたのである。

3 日本国憲法の平和主義——歴史的系譜と普遍性
 パックス・アメリカーナに組み込まれる天皇、それを可能にした日本国憲法9条という話をすると、日本国憲法9条はもっぱら天皇制を守るための規定であるかのように受け取られかねないが、もちろんそれは違う。日本国憲法9条は、普遍的な平和主義、平和構想を内包している。日本国憲法の平和主義、平和構想にはいくつかの起源がある。まず1つ目として、1920年代米国で有力であった「戦争非合法化」の思想が、マッカーサーおよび占領軍スタッフを経由して日本国憲法9条に流れ込んでいる⁽⁵⁾。徹底した平和主義思想である「戦争非合法化」の思想と運動は、1928年の不戦条約成立の1つの原動力となり、不戦条約は国連憲章2条4項に受け継がれている。2つ目として、憲法の平和条項の歴史がある。1791年フランス憲法以来、「侵略戦争を放棄する」という憲法条項は多くの国の憲法に見られる⁽⁶⁾。大韓民国憲法5条もその一例である。3つ目として、9条というよりも日本国憲法全体についていえることであるが、自由民権運動の憲法思想が持っていた小国主義の伝統を受け継いでいる⁽⁷⁾。小国主義とは、日本は対外膨張、勢力圏の拡大をめざすべきではなく、アジア諸国と共存、協調の道をめざすべきだとする主張である。前述したように、憲法研究会の憲法草案要綱は日本国憲法の源泉の1つとよいが、憲法草案要綱をとりまとめた鈴木安蔵は自由民権運動の憲法思想の研究者であり、彼を媒介にして自由民権の小国主義が憲法草案要綱に流れ込み、それがさらに日本国憲法に流れ込んでいるといえる。日本国憲法9条は、憲法の平和条項の歴史、戦争を違法化した20世紀の国際法の歴史などを受け継ぎ、さらに徹底させるものであり、戦争、暴力を克服しようとする人類の努力の歴史の中に位置づけられるものといえよう。

4 東アジア民衆の安全保障としての日本国憲法9条

日本国憲法9条は日本の安全保障のための規定ではない。1945年の時点で、東アジアの平和に対する最大の脅威は日本軍国主義であり、それに対する応答が日本国憲法9条である。日本国憲法9条は、制定過程において米国が大きな役割を果たしたが、日本軍国主義の被害を受けた東アジアの民衆の安全保障のための規定であるといつてよいと思われる⁽⁸⁾。

日本国憲法の制定には米国の影響が大きかったが、日本の憲法問題について最終的な権限を持っていたのは、連合国を代表する極東委員会（在ワシントンDC）

であった。極東委員会のメンバーとして、中国、オーストラリア、ニュージーランド、インド、フィリピンのアジア太平洋諸国が入っている。極東委員会は日本国憲法草案の審議過程を注視し、かなりの議論をした後に最終的に日本国憲法を承認している。たとえば、「国務大臣は文民でなければならない」とする日本国憲法66条2項は、極東委員会の中国代表の意見で挿入されたものである⁽⁹⁾。これらのことを考慮すると、日本国憲法はアジア太平洋諸国とともに制定したといえるのではないか。日本国憲法は、東アジアの平和を破壊した日本国家が戦後の東アジアで存続するためのいわば「社会契約」であるとも思われるのである。

日本国憲法9条の起源に関する仮説として、三輪隆氏の仮説は興味深い⁽¹⁰⁾。1946年初め、アメリカ国務省は「日本非武装化4カ国条約案」というものを準備していた。これは連合4カ国（米国、英国、ソ連、中国）が日本の非武装化を25年間監視するという条約案である。1946年1月にこの条約案を知ったマッカーサーは、条約に先駆けてその内容を日本の憲法に取り込んだのではないかと三輪氏は考えるのである。これは非常に大胆な仮説であって、それを支える証拠に乏しい。が、これは魅力的な仮説である。この仮説は、日本国憲法9条は実は条約であるということを示しているのである。

日本国憲法9条は東アジアの民衆の安全保障の規定である、東アジアにおけるいわば「社会契約」である、実は条約である等々と考えるならば、日本国憲法9条を変更するにあたっては、東アジアの民衆の声を聴く必要があるということになるであろう。日本国憲法については最終的には主権者である日本の市民が判断、決定することになるが、日本軍国主義の被害を受け、これからも日本の軍事力の影響を受けるであろう東アジアの民衆は、日本国憲法9条の変更について意見を述べる資格があるというべきであろう。

II 冷戦と日本国憲法

日本国憲法制定後、冷戦期を通じて、米国からの改正要求にもかかわらず、日本国憲法9条が改正されることはなかった。確かに自衛隊が存在したが、当初は軽武装であり、日本本土は軍事化の度合いが低かった。これはひとつには、憲法9条を支持する日本の民衆、市民の力、平和運動の力によるだろう。もうひとつは、冷戦期の東アジアにおける軍事的役割分担のせいであろう。冷戦期、軍事的対峙の最前線は日本本土にはなかった。沖縄の米軍基地、韓国、台湾、東南アジアの

軍事政権が軍事的対峙の最前線の役割を担った。そして日本政府は、これら東アジアの軍事政権に対して経済援助を行った。日本本土は相対的に軍事化しなかったが、周辺諸国の軍事政権を日本の経済援助が支えたのである。国際政治学者の坂本義和氏はこの現象を「ドーナツ型の代替軍国主義」と呼んでいる⁽¹¹⁾。

韓国の日本研究者、権赫泰氏も坂本氏と類似の見方をする。冷戦期には日本本土の軽武装を補う役割を周辺諸国が担っており、いわばこれら周辺諸国の親米親日軍事独裁政権が日本国憲法を支えるというアイロニーをもたらした。現在、周辺諸国の民主化によって軍事的負担は日本に回帰している、と権氏は言う⁽¹²⁾。だからといって権氏は、日本は憲法9条を改正して、より大きな軍事的役割を担うべきだと言っているわけではない。日本国憲法9条に体现された脱軍事化の方向性を逆転させるべきではなく、9条を改正すべきではない。しかし、坂本氏や権氏の見方は重要な側面を照らし出している。すなわち、沖縄の米軍基地、韓国、台湾、東南アジアの軍事政権を日本国憲法の平和主義とは関係ないものとして外在的に見るのではなく、日本国憲法の平和主義の問題として見る視点が要求されるのである。沖縄の反基地闘争への連帯、東アジアの軍事政権によって苦しめられた人々への連帯、これら諸国の民主化運動への連帯は、まさに日本国憲法の平和主義の問題であった。現在ではもはや「ドーナツ型の代替軍国主義」ではなくて、日本自身が軍事大国化しているが、日本国憲法9条をテコとして、東アジアの脱軍事化への展望を切り拓くことが求められている。

Ⅲ 平和をつくる主体——東アジア市民社会の役割

1 日本国憲法と平和をつくる主体

日本国憲法の平和主義の特徴の1つは、平和をつくる主体に関する認識である。日本国憲法の平和主義は憲法前文と9条に示されているが、これらの部分から言えることは、日本国憲法は平和をつくる主体として、政府ではなくて、市民およびその集合体としてのピープルを想定しているということである。また、日本国憲法はNGOという言葉を使っていないけれども、平和をつくる主体の1つとして市民の集合体としてのNGOを想定していると言って差し支えないと思われる⁽¹³⁾。

2 日本の市民がつかみ取った日本国憲法の平和主義

日本国憲法の制定過程を見ると、憲法研究会の憲法草案要綱のようなかたちで間接的に日本の市民が日本国憲法制定にかかわったけれども、全体として米国の影響が大きく、日本の市民の主体性は弱かったと言わざるをえない。が、日本の市民は、朝鮮戦争のとき、1950年代後半の憲法改正論が盛んだったとき、あるいはいわゆる60年安保のときなど、戦後の節目節目において、日本国憲法9条、日本国憲法の平和主義を確認し、擁護し、自らのものとしてつかみ取ってきたと言ってよい。戦後の歴史の中で、日本国憲法の平和主義が危機に直面するたびに、日本の市民が日本国憲法の平和主義を再確認して、つかみ取り、危機を克服していったのである⁽¹⁴⁾。

3 日本国憲法の安全保障構想——安全保障としての過去の克服

先ほど、日本国憲法9条は日本の安全保障に関する規定ではないと述べた。それでは、日本国憲法は日本の安全保障について、どのように考えているのか。前文第2段落の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」という部分がそれに当たる。この部分から言えることは、敵国を想定する軍事同盟ではなくて、信頼関係を基礎とする包括的・地域的な安全保障の枠組みをつくることによって日本の安全を追求するということであろう⁽¹⁵⁾。東アジアはこのような包括的・地域的な安全保障の枠組みがまったくない地域であり、このようなメカニズムをつくることがわれわれの課題である。そして、東アジアの包括的・地域的な安全保障の枠組みをつくり、それに日本が参加するためには、大日本帝国の克服が前提条件となるだろう。日本の安全保障という観点から言っても、大日本帝国の植民地支配、侵略戦争の負の遺産の克服は急務なのである。東アジアの人々にとって、大日本帝国の克服が終わったという認識はまだないと思われる。

4 東アジア市民社会の役割

平和をつくる主体として、市民とNGOの役割について前述した。これは一国単位でもいえることであるが、同時に東アジア全体においてもいえることである。現在、東アジアの平和をつくる主体として、東アジア市民社会の萌芽があるように思われる。

日本においては、日本国憲法の平和主義が米国の圧力、日本国内の保守派によって危機にさらされたときに、日本国憲法9条をつかみ取り、それを維持してき

た日本の市民の平和運動があり、ここに平和をつくる主体が見られる。韓国においては、軍事政権を倒し民主化を実現した市民の運動や、朝鮮半島の冷戦体制を克服し平和的統一をめざす運動、さらにはより広い文脈で平和を追求する運動⁽¹⁶⁾があり、平和をつくる主体としての市民社会は力強い。中国においても、近年、NGO活動が活発になりつつあり、中国の市民社会の成長が注目される⁽¹⁷⁾。

東アジアにおける活発なNGO活動、東アジア市民社会の萌芽はさまざまところで観察されるが、ここでは2つだけ事例を紹介しておきたい。1つ目は、「戦争と女性への暴力」日本ネットワーク(バウネット・ジャパン)と韓国、フィリピンのNGOが中心になり、東アジアの女性NGOの共同作業の成果として2000年に東京で開催された「女性国際戦犯法廷」である。これは日本軍性奴隷制、いわゆる「慰安婦」犯罪を当時の国際法に照らして裁いた民衆法廷である。戦後日本の1つの問題として、天皇の戦争責任の追及が不十分だったこと、日本の市民が主体的に戦争責任を追及することが弱かったことが挙げられるが、「女性国際戦犯法廷」はまさにこれらの弱点を補うものであった。

2つ目は、「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(Global Partnership for the Prevention of Armed Conflict, GPPAC)というNGOのプロジェクトである。これは、アナン国連事務総長の呼びかけに応じて、地域ごとにNGOが集まり、武力紛争予防、平和構築のために何ができるかについて議論を深め、アクション・アジェンダ(行動提言)を取りまとめたものである。日本、韓国、中国、台湾、モンゴル、極東ロシアが東北アジア地域を構成し、この地域の平和NGOの代表者が集まって2005年2月に東京で会議を開き、東北アジア地域アクション・アジェンダ(東京アジェンダ)を採択した。「日本国憲法9条が東北アジア地域における武力紛争予防、平和構築の基礎である」ということが東京アジェンダの基調となっている⁽²⁰⁾。

いま東アジアは、軍事化、軍拡の悪循環に陥りかねない状況にある。軍事化、軍拡の悪循環が平和をもたらすとはどうも考えられない。東アジア市民社会が政府の軍事化、軍事への傾斜を抑制することが求められている。日本の市民、主権者にとっては、日本国憲法9条を改正して、自衛軍を保持し、米国との共同軍事行動を強化する方向へ向かうのではなく、日本国憲法9条をつかみ直して、東アジアの他国の市民とともに、東アジアの軍事化、軍拡の傾向を抑制することが求められているのである。

《注》

- (1) 本稿は、2006年11月3日—5日に立命館大学衣笠キャンパスで開催された「歴史認識と東アジアの平和」フォーラム京都会議における君島の基調報告「戦後史と平和の選択——東アジアにおける日本国憲法」のタイトルを変更し、最小限の加筆修正を加えたものである。
- (2) この見方は、戦後日本国家に関する武藤一羊氏の捉え方から示唆を得たものである。武藤氏は次のように述べる。「戦後日本国家は、相互に並び立つことのできぬ三つの構成原理 (constitutional principles) の折衷的統合として成立し、継続してきたのである。この三原理は、米国の反共自由世界原理、憲法の絶対平和主義、そして大日本帝国の継承原理である。この三原理は相互に並び立たぬものであった。冷戦の道具として日本を軍事的に位置づける反共自由世界原理(日米安保・再軍備)と憲法九条は相互に排他的であったし、帝国の継承原理は、戦争肯定・自立軍備志向であるので絶対平和主義とは両立せず、他方において、対米英戦争の肯定を含蓄するので自由世界原理とも両立しなかった。しかしこの相互矛盾する三原理はどれも廃棄されず、並行的に戦後日本国家の構成原理として機能したのである。」武藤一羊『〈戦後日本国家〉という問題』(れんが書房新社、1999年) 16-17頁。現在、米国の自由世界原理と大日本帝国の継承原理の「同盟」が憲法の絶対平和主義原理を抜き取ろうとしているが(安倍晋三のいう「戦後レジームからの脱却」)、まったく逆に戦後日本国家の最良の部分は憲法の絶対平和主義原理であり、この原理こそが人類史的合理性・生命力を持っていると筆者は考えている。
- (3) この見方は、山之内靖氏の次の認識と基本的に同じである。「日本を平和国家化することと、南朝鮮を軍事的支配の下におき、そこに傀儡政権を樹立すること、あるいは、沖縄を全島あげた軍事基地に化することとは、矛盾することではなかった。それらはいずれも、冷戦時代の反共産主義システムをいかに構築するかというアメリカの世界戦略から発する同根の戦略だったのである。」「恐るべき潜在力をもった国家を、ひとまずは戦争を放棄した平和国家として民主化すること、これがアメリカの世界戦略が目指すところであった。」山之内靖「総力戦体制からグローバリゼーションへ」山之内靖・酒井直樹編『総力戦体制からグローバリゼーションへ』(平凡社、2003年) 38-39頁。
- (4) 日本国憲法の制定過程については、古関彰一『新憲法の誕生』(中央公論社、1989年)。現在、原秀成氏による詳細を極める研究が1年に1冊のペースで刊行されている。全5巻で戦前における起源から日本国憲法成立までをカバーするもので、今までのところ3巻まで刊行されている。原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅰ——戦争終結まで』

- （日本評論社、2004年）、原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅱ——戦後米国で』（日本評論社、2005年）、原秀成『日本国憲法制定の系譜Ⅲ——戦後日本で』（日本評論社、2006年）。
- (5) 日本国憲法9条の思想的淵源の1つといえる「戦争非合法化」論について、河上曉弘『日本国憲法第9条成立の思想的淵源の研究——「戦争非合法化」論と日本国憲法の平和主義』（専修大学出版局、2006年）。
- (6) 世界の諸憲法の平和条項については、深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』（岩波書店、1987年）の「現代諸外国憲法の平和条項の諸類型と動向」150-169頁。
- (7) 小国主義については、田中彰『小国主義』（岩波新書、1999年）。
- (8) 渡辺治『日本国憲法「改正」史』（日本評論社、1987年）89頁は次のように述べている。「非武装はもっぱら日本の侵略に対する連合諸国の安全保障として構想されており、日本の安全保障としての非武装という側面は少なくとも第一義ではなかった」。ここでいう「連合諸国」には、もちろん日本軍国主義の被害を受けたアジア太平洋諸国が含まれている。しかし、日本国憲法制定当時の日本の民衆にとって、自分たちが被った戦争被害に対する強い意識は存在したが、日本軍が殺害したアジアの民衆に対する想いは希薄であったと思われる。
- (9) 古関彰一『新憲法の誕生』248-255頁。
- (10) 三輪隆「日本非武装化条約構想とマッカーサー・ノート第2項」『埼玉大学紀要教育学部（人文・社会科学編）』47巻1号（1998年）43頁。
- (11) 坂本義和『地球時代の国際政治』（岩波書店、1990年）221頁。
- (12) このことは、2003年11月7日、韓国・仁川市の仁荷大学校法科大学において開催された民主主義法学研究会シンポジウムの際、筆者の報告に対する権赫泰氏のコメントの中で指摘された。この点は、後に、権赫泰「日韓関係と『連帯』の問題」『現代思想』33巻6号（青土社、2005年6月）204頁でも触れられている。
- (13) これらのことは深瀬忠一氏が最も明確に述べている。「戦争と軍備、平和と軍縮の問題〔は〕、もはや「政府」の専権ないし最終決定権力をもつ問題ではなく、主権者である人民の直接のおよび間接的な指導・統制下におかれる。人民は、ひとり国内社会においてだけでなく、国際（世界）社会においても、個人として、自発的集団（国連に働きかけるNGO（非政府機関）等）として、また人民の部分的・全体的世論によって、戦争と平和、軍備と軍縮にかかわる諸問題を自主的に解決し、あるいは影響・圧力を与える地位と権利を保障されている。」深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』194-195頁。
- (14) 戦後日本で日本の民衆、市民が日本国憲法の平和主義をつかみ取った過程については、和田進『戦後日本の平和意識』（青木書店、1997年）。しかし同時に和田氏は、戦後日本の平和意識の特徴として、「紛争巻き込まれ拒否意識」を指摘する。
- (15) 日本国憲法が想定する安全保障の方式については、小林直樹『平和憲法と共生六十年——憲法第九条の総合的研究に向けて』（慈学社出版、2006年）569-598頁。
- (16) 韓国の平和運動について、フランシス・リー・デーフン「帝国の無知と傲慢——朝鮮半島には底部から深い変化が起こっている」『季刊ピープルズ・プラン』23号（ピープルズ・プラン研究所、2003年8月）6頁、李京柱「東北アジアから見た憲法第九条の役割——韓国の平和運動を中心に」『法律時報』76巻7号（日本評論社、2004年6月）74頁。
- (17) 中国のNGO、NPOについて、王名ほか『中国のNPO』（第一書林、2002年）。
- (18) VAWW-NET Japan（バウネット・ジャパン）編『日本軍性奴隷制を裁く2000年女性国際戦犯法廷の記録・全6巻』（緑風出版、2000-2002年）。
- (19) 君島東彦「GPPACグローバル・アクション・アジェンダを読む——ニューヨーク国連本部での世界会議を終えて」『法学セミナー』612号（日本評論社、2005年12月）78頁。
- (20) GPPAC東北アジア地域アジェンダ（東京アジェンダ）は、次のウェブサイトからダウンロードできる。<http://www.peaceboat.org/info/gppac/index.html>。

（立命館大学国際関係学部教授）